

資料3

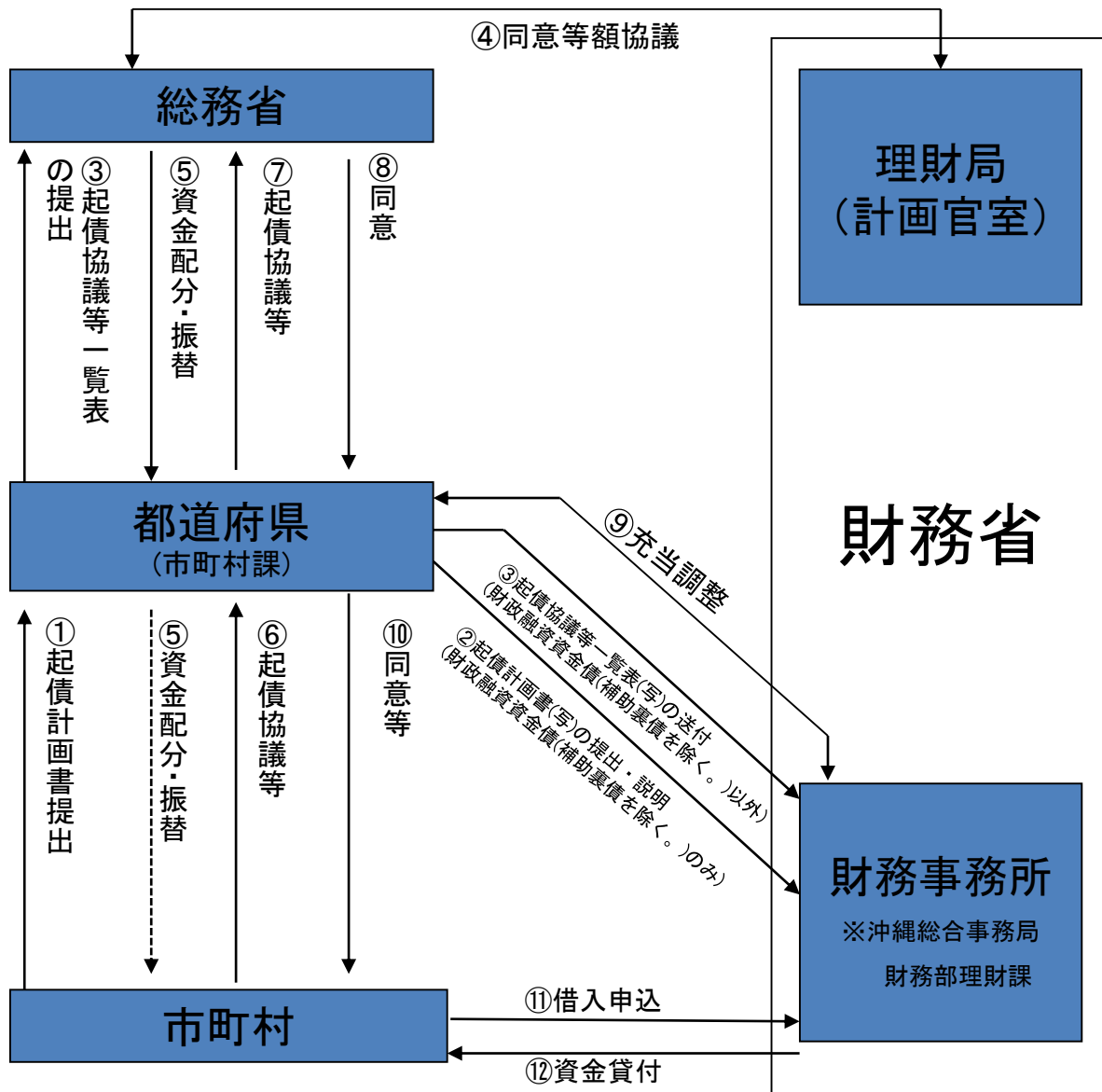
地方債協議等の手続と留意事項

沖縄県企画部市町村課

令和6年度 起債協議手続の流れ(市町村分)

【協議手続】

起債協議等手続は、原則として協議手続により行われる



【協議手続(市町村)とは】

総務大臣が県知事に通知する地方債計画の事業区分ごとの地方債の限度額及び資金の範囲内で行われる協議については、原則として、事前に確認した起債計画書等の内容に基づき、速やかに同意を行うもの。

【協議手続の時期】(年2回)

	第1次分	第2次分(目安)
・①...	4月下旬	10月中旬
・③...	6月上旬	1月上旬
・⑥...	7月上旬	2月上旬
・⑧...	7月下旬	2月中旬

※上記手続とは別に、「最終起債協議」や「国の補正予算に伴う起債協議」等の手続が行われる場合もある。

最終起債協議...原則、年度内の起債協議等は第2次分で最終とされているが、やむを得ない事情により年度末に起債額を増額又は新規追加する場合

※「早期協議等」...民間等資金債の上半期発行等のために早期同意等が必要なものについては、早期協議等の手続が用意されている。

※ ⑩・⑪の手続は財政融資資金の場合。民間資金については、金融機関等に対して行われる。
 ※ 協議団体においては、⑨について同意を得ない場合、議会報告の上、民間資金から借入を行うこととなる。

起債計画書の提出時の添付書類について

適債性や該当事業債が適切に選択されているかどうか等を判断するため、起債計画書の提出時に添付する必要がある主な書類は以下の①～⑨のとおり

① 工事費や委託費の積算内訳

経常的な維持補修費、一般的な調査費（基本設計や事前調査等）、少額備品（20万円未満、耐用年数5年未満）、消耗器財費などの地方債の対象とされない経費の有無を確認するため。

② 交付決定通知書（又は内示書）の写し

公共事業等債や一般補助施設整備等事業債などは、補助金を伴う事業を前提としていることから、補助金交付決定を得ていること確認するため。なお、起債計画書提出時に交付決定がなされていない場合は内示書を提出。

③ 位置図、④ 平面図、⑤ 事業内容を把握するための書類（任意様式）

整備する施設の内容を把握し、地方財政法第5条第5号の公共施設又は公用施設の建設事業に該当するものか等を確認するため。

⑥ 予算書（地方債部分）の写し

地方公共団体が地方債を起こすにあたっては、地方自治法第215条及び第230条の規定に基づき、予算として議決を経る必要があるため。起債計画書提出時に未議決の場合は、議決後に予算書の写しを提出。

⑦ 補助金等の要綱の該当部分の写し

補助率の確認のため。

⑧ 事務費の算定資料（事務費がある場合）

建設事業を実施するために直接するために直接必要で、かつ、適正な範囲内の経費であるかを確認するため。

⑨ 起債審査チェック表（県様式）

資料の添付漏れ、適債性の理解のため、事業債毎に作成する

起債計画審査チェック表

団体名	公共事業等債の例
担当課・担当者名	
連絡先	

公共事業等債
事業名

※各項目に○×等チェックを入れて下さい

1 提出書類(原則として、下の順番で編綴して提出してください)

①	起債計画審査チェック表	
②	起債協議等一覧表、起債計画書	
③	(県指定様式①)公共事業等債 起債予定額一覧表	
④	補助事業、交付金事業等にあつては、交付決定通知書又は内示書の写し(内示がまだの場合は、交付が受けられることが分かるもの)	
	国庫補助率	%
⑤	事業の概要に関する資料	
	工事箇所や用地買収・補償を行う箇所の位置図、平面図	
	事業の工程に関する資料(用地補償・設計・工事の一連の時期・流れが分かる工程表等)	
⑥	事業の内容、積算に関する資料	
	工事・委託等の設計積算内訳書、見積書等	
	用地ごとの積算内訳、土地・建物ごとに補償費の積算内訳が分かるもの(土地明細表、補償費明細表等)	
	備品の内容、金額が確認できる資料(カタログ、見積書等)	
⑦	予算書(起債の限度額、利率が分かる箇所)	
	予算措置の範囲内か(起債の限度額、利率)	
	予算措置の状況(当初予算、○月補正等)	
	限度額	千円
	利率	%以内
<その他資料>		

2 適債性の確認

①	補修・改修に係る事業にあつては、当該施設の長寿命化や機能強化に資する事業であるか。(修繕的経費は起債対象外) <長寿命化や機能強化に資する理由を記入してください>	
②	一般的調査費(事前調査委託、基本設計委託等)が含まれていないか	
③	維持管理費(台帳作成委託、本体工事を伴わない除草費、車両購入における登録手数料等経費等)が含まれていないか	
④	建設事業と一体として整備される備品がある場合、「一品あたりの取得価格が20万円以上かつ耐用年数が5年以上」に該当しない備品が含まれていないか。(起債対象外の備品の例: 消火器、カーテン、厨房機器など。)	
⑤	既存施設の点検・調査等に要する経費がある場合、当該施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる経費であり、当該施設の建設事業が同年度又は次年度に確実に実行される見込みであるか。	
⑥	用地の取得が含まれる場合、同年度に施設の建設事業を行うもの及び造成事業又は設計を行うもので次年度に建設事業が確実に実行される見込みであるか。(ただし、国庫補助事業は用地取得費のみでも対象となる。)	
⑦	補償費が含まれている場合、用地買収が伴うものであるか。(用地買収が伴わない補償費は起債対象外。ただし公有水面の埋立を伴う漁業補償は適債性あり。)	
⑧	解体撤去費が含まれる場合、既存建物を撤去しなければ、施設の新增設ができないものであり、新施設の建設事業が、同年度又は次年度に確実に実行される見込みであるか。	
⑨	土地改良事業に係る市町村負担金については、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」の負担割合で算定した額の範囲内であるか。	

3 誤りの多い事項

①	起債額は、10万円単位となっているか。(10万円未満は切り捨て)	
②	起債計画書の全体計画、前年度以前施行分、翌年度以降計画の欄にも記載はあるか。	
③	起債協議等一覧表の資金区分(財政融資、機構、銀行等)は適切か	
④	起債協議等一覧表の備考欄に、議決年月日、カテゴリー番号(公共事業等財融③、公共事業等機構③等)等の記載はあるか。	

※資料にはページを付してください。

※資料の枚数が増えるときは、両面印刷等で提出してください。

【記入例】令和5年度から令和7年度までの3年計画
令和6年度起債対象事業費95,000千円
補助負担率:50%

令和 6 年度 公共事業等 事業起債計画書

該当する区分に「○」囲みをする。

(単位:千円)

団体(組合)名	●●市	組合構成団体名		人口	△○千人	新設・増設、改良・移転の別
---------	-----	---------	--	----	------	---------------

事業名	△△公園整備事業			施工場所(所在地)	●●市△△
-----	----------	--	--	-----------	-------

施行事項	全 体 計 画				前年度以前施行分	本 年 度 計 画				翌 年 度 以 降 計 画
	事業内容	数量	単価	金額		金額	事業内容	数量	単価	
対象内	本工事費	一式		120,000	0	本工事費	一式		30,000	90,000
	用地費	3筆		60,000	25,000	用地費	1筆		25,000	10,000
	補償費	5件		75,000	30,000	補償費	2件		15,000	30,000
	委託費(用地測量費)	一式		45,000	20,000	委託費(用地測量費)	一式		25,000	0
	小計			300,000	75,000				95,000	130,000
対象外	委託費(資料整理)	一式		3,000	0	委託費(資料整理)	一式		3,000	0
	小計			3,000	0				3,000	0
合計			303,000	75,000				98,000	130,000	

起債対象外経費ももれなく記入する。

起債額は、10万円未満の端数を付けない(切り捨て)。ただし、一般補助施設整備等事業債のうち特別転貸債分及び臨時財政対策債については、この限りではない。

事業施行に必要な法令上の手続き、市町村における予算措置状況(地方債分も含む)、補助金交付決定状況などを記入する。

一致

対象内の財源内訳	国庫支出金		150,000	37,500		47,500	65,000	
	起債		135,000	33,700		42,700	58,500	
	一般財源		15,000	3,800		4,800	6,500	
	その	県支出金		0	0		0	0
	分	負担金・負担金		0	0		0	0
	指	定寄付金		0	0		0	0
小計								
合計			300,000	75,000		95,000	130,000	

事業概要	●●市△△地区において、災害時における避難場所としての機能を備えた都市公園を整備する。 全体計画:1.2ha 今年度は、全体計画のうちの0.5haについて、用地測量・用地買収及び公園整備工事を実施する。	事業施行に必要な各種 手続の状況	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定 △年▲月△日 事業認可 ●年●月○日 令和○年度当初予算計上 補助金交付申請 令和○年○月○日 補助金交付決定 令和○年▲月△日 	国庫補助 負担金 の内容	国の予算上の科目 (項・目・目細) (項)沖縄振興交付金事業推進費 (目)沖縄振興公共投資交付金 所管省庁(部局課名) 国土交通省(○○局●●課) 補助負担率 50%
------	---	---------------------	---	--------------------	--

事業概要は、実施内容(整備内容)及び目的を端的・明確に記入する。また、全体計画及び今年度実施内容も記入する。

その他の参考事項
 ・社会資本整備に関する事業 G10-2
 ・補助負担率:50%・・・95,000千円(起債対象事業費)×50%=47,500千円
 ・起債充当率:90%
 ・・・・(95,000千円(起債対象事業費)-47,500千円(補助金))×90%=42,750千円≒42,700千円(起債可能額)

沖縄振興公共投資交付金事業については、同交付金制度要綱「第4 交付対象事業」の別表に記載されている事業名及びコードを記入する。さらに、「別紙1~3」に該当する場合は、そのコードも記入する。

国庫支出金及び起債可能額の算出が分かる計算式を記入する。

※集計の都合上、行列の追加・削除は絶対に行わないで下さい。

令和 6 年度

通常収支分

一般補助施設整備等事業

起債協議等一覧表

【地方債計画事業区分】で選んだ事業が自動反映されます

都道府県名 沖縄県

【地方債計画事業区分】を先に選択してください

(単位:百万円)

団体(組合)名	地方債計画事業区分	起債の目的(事業名)	起債対象事業費	左の財源内訳				充当率(%)	起債協議等額	起債の方法	借入条件				資金区分					備考		
				国庫支出金	その他特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率(%)	償還期間	左のうち据置期間	財融資	政資金	地団機	公体金	共融資		市公	場募
●●市	一般補助施設整備等事業	同左(沖縄振興特別推進交付金事業)	100.0	80.0	5.0	15.0	0.0	100.0	10.0	証書借入	財政融資資金	5.0%	15年	3年	10.0						5.0百万円は、2次分協議予定	一般補助ok
●●市	一般補助施設整備等事業	同左(その他)	40.0	32.0	0.0	6.0	2.0	75.0	6.0	証書借入	財政融資資金	5.0%	20年	3年	6.0							一般補助ok
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等事業	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等事業	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等事業	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等事業	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等事業	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等事業	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等事業	
							0.0	#DIV/0!													一般補助施設整備等事業	
合		計	140.0	112.0	5.0	21.0	2.0		16.0						16.0	0.0	0.0	0.0				

「地方債計画事業区分」の欄は、セルの中のリストから該当する事業名を選択して下さい。

年間総事業費を記入

今回の起債協議等額に対応する額を記入する
※借入条件欄も必ず記入する

数値は、小数第1位まで記入すること。但し、臨時財政対策債、国の予算等貸付金債及び一般補助施設整備等事業(特別転貸債分)については、小数第3位まで記入すること。

①予算事業名
②議決予定日
③〇百万は〇次協議済(or予定)
④公共、災害、一般補助はカテゴリ番号(例:公共事業等財融①、一般補助財融③)

OK

「OK」になったことを確認してから提出してください。

起債協議等一覧表の記入方法

団体(組合)名	地方債計区分(事業区)	起債の目的	起債対象事業費	左の財源内訳				充当率(%)	起債協議等額	起債の方法	借入条件				資金区分					備考		
				国債	県債	その他特定財源	地方債				一般財源	借入先	利率(%)	償還年限	左のうち償還期間	財政融資	政体資金	地方公共団体金融機構	市公債		公募債	銀行債
市町村名	公共事業等	同左	180.0	144.0	0.0	32.4	3.6	90.0	32.4	証券借入	財政融資	5%以内	15	3	32.4							都市計画債 令和〇年〇月〇日議決予定 公共事業等財源④

【借入条件欄】

- ① **借入条件については起債協議等一覧表の段階から記入**
- ② 償還年限について、整備する施設が財融資金又は機構資金の基準年数表に当てはまらない場合は、耐用年数や使用可能年数等が把握できる資料を別途提出すること。

【備考欄】省令様式1号(起債協議書)も同様

- ③ 備考欄には**予算事業名**(※)と**予算議決日**を記入し、補正予算等で未議決の場合は議決予定日を記入
 (※) 予算書における、「地方債」の表中の「起債の目的」に掲げる事業名
- ④ 既協議額から追加協議する場合(1次協議済⇒2次追加協議など)は、備考欄に、「**〇百万円は、〇次協議済**」と記入
- ⑤ 借換予定の場合は、平成30年4月2日付け事務連絡「地方債に関する省令別記様式第1号、第2号及び第3号の備考欄の記入について」を参照のうえ、種別を記入。(借換予定なしの場合は記入不要)
- ⑥ (1)**公共事業等債**及び(3)**一般補助施設整備等事業債**は、備考欄に下記の記載例のとおり**カテゴリー番号等**を記入し、(2)**災害復旧事業債**は、下記のとおり必要事項を記入すること。

(1)公共事業等債

財政融資資金と地方公共団体金融機構資金については、次のカテゴリーごとに行を作成いただき、備考欄にカテゴリーの番号を記載願います。(記載例：公共事業等財融①、公共事業等機構② 等)

- ・財政融資資金
 - ①各種災害関連事業
 - ②学校教育施設等整備事業(都道府県分)
 - ③農業農村整備事業・道路事業(林道含む)
 - ④上記以外の事業
- ・地方公共団体金融機構資金
 - ①学校教育施設等整備事業(太陽光発電設備)
 - ②社会福祉施設整備事業
 - ③道路事業

(2)災害復旧事業債

災害復旧事業債の受益者負担金は、財源内訳中、一般財源に計上した上で、備考欄に負担金額を記載してください。(記載例：受益者負担金 20 百万円 等)

(3)一般補助施設整備等事業債

財政融資資金については、次のカテゴリーごとに行を作成いただき、備考欄にカテゴリーの番号を記載願います。(記載例：一般補助財融①、一般補助財融③ 等)

- ・財政融資資金
 - ①道路・排水施設等
 - ②上記以外の施設
 - ③出資金・貸付金・負担金
 - ④特別転貸債

起 債

協 議
変更協議

書

【記入例】一般補助施設整備等事業

当該年度中に新たに起債予定の年間予定総額について、記入してください。

借入条件は、予算書の範囲内で設定してください。

地方公共団体名 ●●町

(単位:百万円)

地方債計画事業区分	起債の目的(事業名)	起債対象事業費	左の財源内訳					充当率(%)	起債協議額	起債の方法	借入条件				資金区分					備考
			国庫支出金	その他特定財源	地方債	一般財源	地方債				借入先	年利率(%)	償還期間	左のうち据置期間	財融	政資	地方公共団体金融機	市場公募	銀行等受	
一般補助施設整備等事業	同左(沖縄振興特別推進交付金事業)	40.0	32.0	5.0	3.0	0.0	100.0	3.0	証書借入	財政融資	10%以内	20年	3年	3.0						○社会教育債 ○予算議決予定日 平成31年9月○日 ○一般補助財融②
一般補助施設整備等事業	同左(沖縄振興特別推進交付金事業)	60.0	48.0	0.0	12.0	0.0	100.0	7.0	証書借入	財政融資	10%以内	15年	3年	7.0						○観光事業債 ○予算議決予定日 平成31年9月○日 ○一般補助財融① ○5.0百万円は1次協議済
一般補助施設整備等事業	同左(その他)	40.0	32.0	0.0	6.0	2.0	75.0	6.0	証券発行	銀行等	10%以内	15年	3年	6.0						○公園整備事業債 ○予算議決日 平成31年3月28日 ○一般補助財融①
合 計																				

現時点での年間予定総額である左の「地方債」欄のうち、今回協議する起債額を記入してください。

「起債対象事業費」は、左の「起債の目的(事業名)」で選択した事業区分について、適償性のある起債対象経費の数値を記入してください。

「左の財源内訳」欄中「地方債」欄と「起債協議額」欄の差額については、その理由を「備考欄」に記入してください。

【備考欄】
① 予算書における予算科目名
② 議決予定日
③ ○百万は○次協議済(or予定)
④ 公共、災害、一般補助はカテゴリ番号

H28年度より追記

- 協議の内容に応じ、標題の「協議」又は「変更協議」のいずれかに○を付けること。また、協議と変更協議を同時に行おうとする場合は、起債協議書と起債変更協議書を別株とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債協議額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
- 6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起こそうし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。
- 7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。
- 8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。
- 9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利率の欄については、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。
- 10 当該協議に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
- 11 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換え」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付
- 12 起債の変更協議を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に()書で記載することとし、変更協議を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

起債 { 届出
変更届出 } 書

地方公共団体名

(単位:百万円)

地方債計画 事業区分	起債の目的 (事業名)	起債対象 事業費	左の財源内訳				充当率 (%)	起債額 申請額	起債 の方法	借入条件				資金区分				同意等基準 との関係	備考
			国 支 出	庫 金	そ の 他 特 定 財 源	地 方 債				一 般 財 源	借 入 先	年 利 率 (%)	償 還 期 間	左 の う ち 据 置 期 間					
合	計																		

- 申請の内容及び、標題の「届出」又は「変更届出」のいずれかに○を付けること。また、届出と変更届出を同時に行おうとする場合は、起債届出書と起債変更届出書を別様とすること。
- 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
- 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。
- 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債届出額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
- 償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
- 6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起こそうし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。**
- 7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。**
- 8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。**
- 9 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利率の欄については、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。**
- 同意等基準との関係の欄には、協議をしたならば同意等基準に照らして同意されることとなることと認められるかどうかについての意見を記載すること。また、同意されることとなることと認められないとの意見の場合には、その理由も記載すること。
- 当該届出に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
- 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換債」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
- 起債の変更届出を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に()書で記載することとし、変更届出を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

起債 { 許可 } 申請書
 { 許可変更 }

地方公共団体名

(単位:百万円)

地方債計画 事業区分	起債の目的 (事業名)	起債対象 事業費	左の財源内訳				充当率 (%)	起債額 申請額	起債 方法	借入条件				資金区分				備考	
			国庫 支出金	その他 特定財源	地方債	一般財源				借入先	年利率 (%)	償還期間	左のうち 据置期間						
合	計																		

- 備考
- 申請の内容に応じ、標題の「許可」又は「許可変更」のいずれかに○を付けること。また、許可申請と許可変更申請を同時に行おうとする場合は、起債許可申請書と起債許可変更申請書を別様とすること。
 - 起債の目的(事業名)の欄については、同意等基準(法第5条の3第10項に規定する基準をいう。)で定める協議の単位ごとに記載すること。
 - 起債の方法の欄には、証書借入及び証券発行(募集、売出、交付)の別を記載すること。
 - 証券発行の場合においては、「証券発行の場合において、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債申請額に加えた金額に至るまで発行できるものとする」旨を備考の欄に記載すること。
 - 償還年限の欄について、満期一括償還方式をとるものについては、年限の下に()書で「満期一括償還」と記入すること。この場合、左のうち据置期間の欄は空欄とすること。
 - 6 年利率の欄には、地方債を起し、又は起こそうし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする際に定める利率について、上限利率を記載すること。**
 - 7 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、利率見直し方式や変動金利方式など利率が変動し得る契約を予定している場合には、備考の欄に利率に係る契約の予定内容を記載すること。**
 - 8 令第18条の2で定める公的資金以外の資金において、あらかじめ借換えを予定している場合には、備考の欄に借換え予定を記載すること。**
 - 令第18条の2で定める公的資金において、利率見直し方式を選択している場合の年利率の欄については、利率の下に()書で「利率見直し」と記載すること。
 - 当該許可(許可変更)申請に係る地方債の予算議決日等その他参考になる事項を備考の欄に記載すること。なお、書き切れない場合には、別様として添付すること。
 - 借換えを目的とする場合は、起債の目的(事業名)の欄については、「借換債」と記載するとともに、借換えに係る既同意債の同意書及び起債協議書の写し、既届出債の起債届出書の写し又は既許可債の許可書及び起債許可申請書の写しを添付すること。
 - 起債の許可変更申請を行う場合は、当初の協議、届出又は許可申請に係る数値等を今回の変更後の数値の上側に()書で記載することとし、許可変更申請を行う理由を備考の欄に簡潔に記載すること。

事務連絡
平成30年4月2日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各政令指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局地方債課資金係

地方債に関する省令別記様式第1号、第2号及び第3号の備考欄の記入について

地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）別記様式第1号、第2号及び第3号の備考欄の記入に当たっては、別紙「減債基金積立の方法」に従って①から⑦の番号を「備考」欄に記入することにより、借換え予定を明示していただきますようお願いいたします。（⑥その他を記入する場合には、具体的な内容を別葉（様式任意）に記入の上、上記別記様式を提出する際に併せて御提出ください。）（定時償還方式における借換えの場合も記入願います。）

「地方債の総合的な管理について（通知）」（平成21年4月14日付け総財地第115号総務省自治財政局地方債課長通知）の内容にも御留意ください。

なお、「地方債に関する省令別記様式第1号及び第2号の備考欄の記入について」（平成21年7月28日付け総務省自治財政局地方債課資金係事務連絡）に基づく取扱いは、今後、本事務連絡によるものとします。

貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

減債基金積立の方法

種類	積立方法	借換時償還割合		
		1回目	2回目	3回目
① 3.3%積立 (通算30年の場合)	年3.3%ずつ積立 1回目:据置無し、3.3%×10年 2回目:据置無し、3.3%×10年 3回目:据置無し、3.3%×10年+1%(調整)	33%	33%	34%
② 3.7%積立 (通算30年の場合)	年3.7%ずつ積立 1回目:3年据置、3.7%×(10年-3年(据置)) 2回目:据置無し、3.7%×10年 3回目:据置無し、3.71%×10年	25.9%	37%	37.1%
③ 6→3%積立 (通算30年の場合)	年6%または3%ずつ積立 1回目:3年据置、6%×(10年-3年(据置)) 2回目:据置無し、3%×10年 3回目:据置無し、3%×10年-2%(調整)	42%	30%	28%
④ 5%積立 (通算20年の場合)	年5%ずつ積立 1回目:据置無し、5%×10年 2回目:据置無し、5%×10年	50%	50%	
⑤ 6%積立 (通算20年の場合)	年6%ずつ積立 1回目:3年据置、6%×(10年-3年(据置)) 2回目:据置無し、6%×10年-2%(調整)	42%	58%	
⑥ その他	具体的に内容を別葉に記入	%	%	%
⑦ 借換予定なし				

注) 1. 定時償還方式における借換えの場合は、上記表中「積立」は「償還」と読みかえること。
2. 償還期間10年未満で借換えを予定している場合には、その償還ペースが同じであれば、上記表の種類を記入して差し支えないこと。

地方財政法第5条の3第1項に基づく起債協議時における留意事項

【議会の議決】

地方公共団体が地方債を起すにあたっては、地方自治法第215条及び第230条の規定に基づき、地方債の「起債の目的」、「限度額」、「起債の方法」、「利率及び償還の方法」について予算として議決を経る必要がある。

市町村長から知事への協議は、知事から総務大臣への協議に先立って行う必要があり、第1次分にあつては、例年7月頃に、市町村と県との間で起債協議等が行われる(本資料1頁の⑥)。

協議等の額については、原則として第1次分にあつては、9月定例会までに補正予算により措置され、議会において議決される予定の額を含めて差し支えないが、9月定例会までの議決手続に遺漏がないよう十分留意すること。

【留意事項】

- (1) 沖縄県知事の市町村等に対する起債同意等は、議決を経たものについて行うこととしていること。
- (2) 臨時財政対策債は、第1次分の協議対象となるため、原則として9月定例会までに補正予算により措置すること。
- (3) 国の前年度補正予算(本省繰越分)に伴う事業において、財政融資資金を充当する場合は、年度内(3月中)に借入れを行う必要があることから、当該事業は遅くとも2次までに協議すること。また、予算の補正等がある場合は、遅くとも3月上旬までに措置すること。